

花火は安全に遊びましょう

夏を迎え、花火の季節となりました。花火はきれいで楽しいですが、ルールを守らないと大変危険です。安全に注意して遊びましょう。

■準備

- ▷水の入ったバケツを準備しましょう。
- ▷子どもだけで遊ばず、大人が必ず見守りましょう。

■遊ぶときの注意点

- ▷花火に記載してある注意事項をよく読んで、必ず守りましょう。
- ▷花火を人に向けたり、燃えやすい物のある付近で遊ばないようにしましょう。
- ▷手持ちの筒花火は持つ位置に注意しましょう。
- ▷風の強いときは、花火はやめましょう。
- ▷たくさんの花火に、一度に火を付けないようにしましょう。
- ▷打ち上げ花火などでは、点火するときに筒先に顔や手を出さないようにしましょう。途中で火が消えても筒をのぞかないようにしましょう。



問 予防課 (☎3129)

夏の交通安全県民運動

7月11日(水)～20日(金)

「ゆずりあう心で 夏の交通事故防止」

■全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ▷運転者、全同乗者がシートベルトを着用
- ▷車外放出などシートベルト非着用の危険性、着用の必要性を家族で話し合い正しく着用
- ▷6歳未満の子どもは体に合ったチャイルドシートを着用



■飲酒運転の根絶

- ▷お酒を飲んだら運転しない
- ▷運転する人にはお酒を飲ませない
- ▷お酒を飲んだ人には運転させない

■子どもと高齢者の交通事故防止

- ▷子どもや高齢者を交通事故から守るため愛のひと声を
- ▷運転者は子どもや高齢者を見掛けたら速度を落とすなど思いやり運転を
- ▷70歳以上の運転者は高齢者マークの表示を

問 環境課 (内線253)

70歳以上の方へ

平成30年8月診療分から

高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度とは、1カ月(同じ月内)の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請し認められると自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として支給される制度です。

平成30年8月診療分から70歳以上の方の自己負担額が下記の通りとなります。詳しくは問い合わせください。

所得の区分	課税所得	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 140,100円(※)
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 93,000円(※)
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 44,400円(※)

所得の区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一般	18,000円 ※ただし、年間の限度額は144,000円	57,600円 44,400円(※)

(※)過去12カ月以内に限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目以降の限度額

現役並み所得者の課税所得がⅠ・Ⅱの方で、1カ月の医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証の交付を受けてください。



問 市民課 (内線135)